

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認徳島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	6 件

徳島国民年金 事案648

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年1月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年1月から62年3月まで
申立期間当時、私と夫は仕事をしていたので、母親に夫婦二人分の国民年金保険料を渡し、婦人会の集金人に納付してもらっていた。
未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、保険料を全て納付している。

また、A市区町村（現在は、B市区町村）が作成した被保険者名簿及びオンライン記録によると、同居親族である申立人の父親及び申立人と一緒に国民年金保険料を納付したとする申立人の夫は、申立期間を含む国民年金加入期間について、保険料を全て納付している。

さらに、昭和57年4月から申立期間直前の59年12月までの期間について、申立人及びその父親と夫は、全て同一日に納付していることが確認できる
ところ、申立人は、「申立期間当時、同居していた母親に夫婦二人分の国民年金保険料を渡して納付してもらっていた。」と供述しており、申立人の住所及び生活状況に変化は認められないことから、申立人のみが未納とされていることは不自然である。

加えて、申立人は、「毎月又は3か月に1回、母親が婦人会の集金人に国民年金保険料を納付していた。」と供述しているところ、B市区町村は、「婦人会による国民年金保険料の集金は行われていた。集金頻度は3か月に1回であった。」としていることから、申立人の供述に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年3月11日から46年4月11日まで
② 昭和46年11月1日から47年10月11日まで

厚生年金保険の被保険者期間を確認したところ、両申立期間に係る脱退手当金が支給されたことになっているが、私は、請求した記憶も受給した記憶も無い。

調査の上、申立期間について、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするところ、両申立期間の間に申立人が勤務しているA事業所及びB事業所に係る被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず未請求となっているが、これを失念するとは考え難い上、未請求となっている2回の被保険者期間と申立期間である2回の被保険者期間は同一の厚生年金手帳記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

また、申立期間の最終事業所であるC事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の前後で管理されている被保険者計100人のうち、女性の同僚で脱退手当金の受給資格を満たしている者が25人確認できるが、受給記録が有る者は一人のみであり、当該同僚については、C事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日の約19か月後に脱退手当金が支給されていることなど、申立人について、事業主による代理請求が行われたとも考え難い。

さらに、申立人は、脱退手当金支給日から約5か月後に厚生年金保険被保険者資格を取得し、その後長期間にわたり厚生年金保険に加入している

ことから、当時、申立人に脱退手当金を請求する意思があったとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年9月2日から44年3月16日まで
厚生年金保険被保険者期間を確認したところ、昭和35年9月2日から44年3月16日までの期間の計102月について、45年7月21日に脱退手当金が支給済みとなっている旨の回答があった。私は、脱退手当金の支給申請を行っておらず、受給もしていないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするところ、申立期間の前の期間に申立人が勤務しているA事業所及びB事業所に係る被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、申立人が3回の被保険者期間のうち、最初に就職した事業所を含む2回の期間を失念するとは考え難い。

また、申立人の脱退手当金は、C事業所における資格喪失日から1年4か月後に支給決定されていることが確認できる上、申立人の同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の前後で管理されている女性48人のうち、脱退手当金の受給資格がある者は9人確認できるところ、うち二人に脱退手当金の支給記録が確認できるが、二人とも「退職の際、会社から脱退手当金の説明を受けておらず、代理請求もしていない。請求手続は自分で行った。」と供述していることなどを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成5年4月21日から同年5月16日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（26万円）であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を26万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年4月21日から同年5月16日まで
② 平成5年5月16日から同年8月21日まで

私は、申立期間①及び②の期間において、A事業所に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者期間が平成5年5月16日までの記録となっている。

また、申立期間①の期間の標準報酬月額については、当時の給与支給額に見合う標準報酬月額より低く記録されている。

調査の上、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録によると、申立人のA事業所における平成5年4月21日の厚生年金保険被保険者の資格取得時の標準報酬月額は、当初26万円と記録されていたところ、被保険者資格を喪失した後の6年1月27日付けで、12万6,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、オンライン記録において、申立事業所における健康保険番号1番（資格取得日は平成5年3月1日）から健康保険番号34番（最終の資格取得者、資格取得日は平成5年4月21日）までの被保険者34人のうち31人が平成6年1月27日付けで、資格取得時点に遡及して標準報酬月額の減額訂正がなされており、そのうち17人は資格喪失後の減額訂正であることが確認できる上、申立人と同時期に資格取得した9人のうち8人については、それぞれの資格取得時の標準報酬月額が26万円から12万6,000円に減額訂正されていることが確認できる。

さらに、当該事実について、申立事業所に照会しても回答は得られず、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の報酬月額が減額訂正後の標準報酬月額（12万6,000円）に見合う金額に訂正された合理的な事情をうかがわせる供述等は得られない。

加えて、当時の役員は、「社会保険庁(当時)にいろいろ指導してもらっていると事業主から聞いたことがある。」としている上、当時の経理担当者は、「社長は、社会保険事務所から何度か呼び出されており、保険料を分割納付、先付け小切手等により納付していた。標準報酬月額の訂正等については、社会保険事務所の担当者と事業主との間で取り決め、指示があったときは書類を作成していた。」と回答している。

これらの事実を総合的に判断すると、平成6年1月27日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考へ難く、申立人について資格取得時に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。したがって、申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額（26万円）に訂正することが必要と認められる。

- 2 申立期間②について、オンライン記録によると、申立事業所は厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、商業登記簿において確認できる申立事業所の住所に照会しても回答は得られず、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の申立期間②における勤務実態、厚生年金保険への加入状況及び厚生年金保険料控除等を確認できる関連資料等は得られない。

また、申立人が記憶する同僚から聴取しても、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られない。

さらに、雇用保険の被保険者記録において、申立人の申立事業所に係る離職日は平成5年5月15日と記録されており、当該記録は、オンライン記録上における厚生年金保険被保険者の資格喪失日（平成5年5月16日）と符合している。

加えて、オンライン記録によると、健康保険番号1番（平成5年3月1日資格取得）から最終資格取得者である健康保険番号34番（平成5年4月21日資格取得）までの番号において、申立人の氏名が確認できるのは*番のみであり、その厚生年金保険の被保険者記録において、資格喪失日が訂正されたなど不自然な形跡は認められない。

このほか、申立期間②に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

徳島国民年金 事案649

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年12月から42年9月まで
② 昭和46年10月
③ 昭和46年12月から47年6月まで
④ 昭和55年10月から56年3月まで
⑤ 昭和57年10月から58年3月まで

私は、各申立期間の国民年金保険料を納付したはずである。

各申立期間に係る納付記録が無いことに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録及びA市区町村が保管する申立人の国民年金被保険者名簿等において、申立期間①はいずれも未納となっており、不自然に記録訂正された形跡は無い上、当該被保険者名簿の備考欄には、「昭和45年3月31日に昭和43年度までの未納保険料を催告済み」との記載があることから、当時、申立期間①が未納期間として取り扱われていたものと推認される。

また、申立人は、「当時、国民年金保険料を納付しなかった時期もある。同居していた家族が、私の保険料を納付してくれることはない。」とするなど、申立期間①の保険料が納付されたことをうかがわせる具体的供述は得られない。

さらに、申立人の供述及び申立人の戸籍謄本等から判断して、申立人は、申立期間①以後の昭和44年4月、離婚しA市区町村から転出し、申立人の姓も変更されたものと推認されることから、前述の申立期間①の国民年金保険料納付に係るA市区町村からの催告通知等が、申立人へ届

いていなかったものと考えられる。

2 申立期間②及び③について、オンライン記録等によれば、申立人が当時居住していたB市区町村において、申立人の国民年金被保険者の資格取得手続等が行われたことをうかがわせる形跡は確認できない上、申立人は、「申立期間②及び③当時、B市区町村役場で国民年金の加入手続を行った記憶は無い。」と供述している。

3 申立期間④及び⑤について、B市区町村が保管する申立人に係る昭和55年度及び57年度国民年金検認一覧表において、申立期間④及び⑤の保険料が納付された記録は確認できず、当該記録はオンライン記録等とも一致しており、不自然に記録訂正された形跡も確認できない。

また、オンライン記録等によれば、申立期間④及び⑤当時、共に国民年金保険料を納付することもあったとする申立人の夫も、当該期間の保険料は未納となっている。

4 各申立期間について、申立人は、「昭和60年から64年（平成元年）頃、又はそれ以降に、B市区町村から未納期間の保険料納付を督促する文書が届き、未納期間の保険料を全て納付した。一月当たり1万円ぐらいの保険料を一月分ずつ納付した。」と供述しているが、昭和60年1月時点において、申立期間①から④までの期間の保険料は、時効により納付することはできない。

また、各申立期間の実際の国民年金保険料額は、一月200円から4,500円であり、申立人が主張する金額と大きく相違するなど、申立人が各申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

5 申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年3月3日から32年5月28日まで
私のA事業所における厚生年金保険被保険者期間は、請求した記憶が無いにもかかわらず、社会保険事務所（当時）から脱退手当金として支給されたことになっている。
納得できないため、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る脱退手当金は、A事業所に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和32年6月12日に支給決定されている上、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の保険給付欄には支給記録が記載されており、支給計算上の誤りは無いほか、オンライン記録と一致していることが確認できることなど、一連の事務処理に不自然な点は見当たらない。

また、申立人には昭和41年まで公的年金に加入した記録は無く、支給決定当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、脱退手当金を受給することに不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年4月16日から40年3月28日まで

② 昭和40年8月1日から45年3月1日まで

厚生年金保険の被保険者期間を確認したところ、申立期間について、脱退手当金が支給されていることを知った。

私は、脱退手当金の支給申請を行っておらず受給もしていない。

調査の上、申立期間について、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る最終事業所であるA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の記載が確認できるとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和45年5月11日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、前述の被保険者名簿において、申立人及びその前後で管理されている被保険者計96人について記録を確認した結果、女性の被保険者8人(申立人を含む。)のうち7人に脱退手当金の支給記録が確認でき、このうちの6人(申立人を含む。)については、被保険者資格喪失日から4か月以内に脱退手当金の支給決定がなされているなど、事業主による代理請求が行われていた可能性がうかがえる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から48年1月まで

私は、申立期間当時、A事業所において勤務していた。

厚生年金保険に加入していたと思うので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の関係者の供述等から判断すると、申立人が申立期間当時、A事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立事業所は、昭和48年2月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主及び申立人が記憶する同僚のB氏も既に死亡している上、申立期間当時、申立事業所の経理事務等を請け負っていたとする税理士事務所へも照会したが、同事務所に当時の賃金台帳等資料は保管されていないなど、申立人の申立期間における勤務形態や給与からの厚生年金保険料控除等を確認できる関連資料や供述は得られない。

また、申立人は、申立期間当時、申立事業所における従業員数は3人（申立人、B氏及び事業主の弟）であったと供述しているところ、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人同様、同僚のB氏の氏名等も確認できず、健康保険番号に欠番も無いことから判断すると、申立事業所では、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

さらに、申立人の申立事業所における雇用保険の被保険者記録は確認できず、このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年8月1日から11年1月1日まで

A事業所で勤務していた平成4年8月から10年12月までの期間に係る標準報酬月額について、年金事務所が記録する標準報酬月額は実際の給与支給額に見合った標準報酬月額より低く記録されている。実際の給与支給額に見合った標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与額及び社会保険料控除額明細書から推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額のそれぞれに見合う申立期間の標準報酬月額については、いずれも、オンライン記録において確認できる標準報酬月額よりも高いことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録において、申立期間の標準報酬月額が遡及訂正されるなどの不自然な点は認められない上、申立人は、申立期間当時、A事業所の代表取締役の妻であり、当該事業所の閉鎖登記簿謄本において、当該事業所の取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、自身の職務内容について、「得意先への請求書作成及び集金、仕入先への支払い等のほかに、給与計算及び給与計算に付随した所得税、社会保険料の控除、社会保険料の社会保険事務所（当時）への納付等の事務も私が行っていた。」と供述していることから判断すると、標準報酬月額に基づく保険料の納付義務を履行する職責にあり、当該社会保険及び給与計算に係る事務に関与していたと認められる。

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していない

ことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

これらのことから、申立人は、上記のとおり厚生年金特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年2月10日から同年11月19日まで

申立期間についてはA施設（適用事業所名は、B事業所A施設）に勤務していた。同施設からは健康保険被保険者証が発行されていたと記憶しているので、厚生年金保険の被保険者記録が無いのは納得できない。調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録によると、申立人が、申立期間において、B事業所A施設に勤務していたことは確認できる。

しかし、申立事業所は、「賃金台帳及び社会保険関係の書類は保管していない。」、「C業務員として雇用する者については、入社後すぐには社会保険に加入させておらず、国の資格審査に合格した者のみを正社員として採用していたことから、申立人は社会保険に加入させておらず、厚生年金保険被保険者の資格得喪の届出及び保険料控除は行っていない。」と回答している。

また、申立期間において、申立事業所で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者8人に照会し、6人から回答が得られたものの、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られない。

さらに、申立事業所に係るオンライン記録において、健康保険の整理番号154番（資格取得日は平成4年1月1日）から健康保険の整理番号159番（資格取得日は平成6年4月21日）までの記録に申立人の氏名等は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の給与から事業主により申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

徳島厚生年金 事案686

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年3月20日から42年4月17日まで
② 昭和42年5月8日から46年7月3日まで

厚生年金保険被保険者期間を照会したところ、昭和41年3月20日から42年4月17日までの期間及び同年5月8日から46年7月3日まで期間の計63月について、同年11月12日に脱退手当金が支給済みとなっている旨の回答があった。

しかし、私は、脱退手当金の支給申請を行っておらず受給もしていないため、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の押印が確認できる上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和46年11月12日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、社会保険事務所(当時)が裁定した脱退手当金は、隔地払の場合、請求者の最寄りの銀行又は郵便局へ送金する取扱いがなされていたところ、申立期間に係る脱退手当金裁定請求書及び脱退手当金計算書によると、B社会保険事務所(当時)が裁定した脱退手当金は、昭和46年11月12日付けで送金のために小切手が日本銀行に交付された旨の押印がなされている上、申立人が支給日当時に住所を定めていたC都道府県D郡E市区町村字F最寄りのF郵便局に国庫金が送金されていることが確認できる。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金を受給していないという主張のほかに申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせ

る事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。